

内部統制の強化を目指して（基本方針）

令和2年12月
千葉市住宅供給公社

◆内部統制の概要

内部統制は、日常業務に潜在している様々なリスクを明らかにし、事前にその対策を講じておくことによって、リスクの発現を一定水準以下に抑え、事務執行の適正化を図るための取組です。

業務に携わる職員一人ひとりが内部統制を理解し、主体的かつ継続的に取り組むことを目指します。

◆内部統制の目的

●業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の手順を明確にし、費用対効果を踏まえて過度な対応とならないよう留意しつつ業務に潜むリスクの低減に向けた対策を講じるとともに、業務の標準化を図ることにより、業務の効率的かつ効果的な遂行に努めます。

●業務に関わる法令等の遵守

職員研修などを通じて職員一人ひとりが業務に関連する法令等への理解を深め、これを遵守することにより、適正な業務の管理及び執行に努めます。また、法令等に適合しない業務の執行が認められた場合には、その原因を調査し、再発防止に努めます。

●資産の保全

正当な手続き及び承認の下、資産の取得、使用及び処分を行うことにより、資産の保全を図ります。

●財務報告等の信頼性の確保

事務の適正な管理及び執行を通じて得られる正確な情報をもとに財務報告等を作成することにより、その信頼性を確保します。

◆実施に向けた取り組み

実施する組織体制を整備し、「班」の提案を「グループ」内で調整、事務局の評価に基づき実施方針を定め総務班が全体を取りまとめてフィードバックしていくことで業務リスク、リスク対応策、業務マニュアル等をPDCAサイクルで的確に運用し、公正な職務の執行、それに関する情報の共有・保存・管理、危機管理、財務の信頼性を確保する体制を確立して行きます。

なお、開始時期については、令和2年12月から試行運用を開始し、令和3年4月からの本運用開始を目指します。

●統治機能の拡充

理事会、経営戦略会議などによる意思決定過程を明確化し透明性、公平性を引き続き確保します。また職員自らによる業務プロセスの再点検や監事による監査を通じ、会計情報の信用性の確保や統治機能の拡充を図っていきます。

●個人情報保護の徹底

個人情報の適正な取扱いをさらに徹底するとともに、必要に応じ、より実践的なものとして実施します。

- ◆組織的・人的安全管理措置（発送責任者の設定など）
- ◆物理的安全管理措置（執務室のセキュリティ水準向上、個人情報データへのアクセス制御 など）強化

●危機管理等の充実

自然災害や危険事象の発生に対し、迅速・確実な連絡、迅速な意思決定のもと役職員全員が的確に行動するため、緊急対応体制、活動手順等の危機管理体制を充実・強化していきます。

- ◆事業遂行上生じる可能性のある潜在的リスクの洗い出し
- ◆顕在化した場合の重大性・影響度の分析、BCPの策定